

対内直接投資審査制度について

令和7年6月26日

財務省国際局

最近の対内直接投資審査制度について

令和元年改正外為法

- 令和元年に外為法を改正し、**事前届出を要する上場企業の株式取得の閾値を10%から1%に引き下げ、行為時事前届出（役員選任時、事業譲渡時等）を導入するなど、事前審査を強化しつつ、健全な投資を阻害しないようにする観点から、事前届出免除制度を創設**（令和2年5月施行）。
- その**附則第6条**は、施行後5年を経過した場合において、改正外為法の施行状況を勘案し、必要があると認められるときは、必要な措置を講ずることを規定。

（参考）令和元年度改正外為法附則第六条（令和元年十一月二十九日法律第六〇号）（抄）

（検討）

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

近年の外為法令等における対応

- 外国政府等への技術・情報流出の懸念がある投資に対応するため、**外国政府等に情報収集協力義務を負う者等による事前届出免除利用を制限するための政省令改正を本年5月に施行**。
- そのほか、経済安全保障の環境変化に伴い、**指定業種を追加**してきたほか、**財務局への「投資調査官」を配置**し、地方の中小企業へのアウトリーチや情報収集を強化。

対内直接投資審査制度を取り巻く状況

対内直接投資促進の取組

- 海外からの対内直接投資は、日本経済の成長力強化及び地域の活性化に貢献するものであることから、**健全な対内直接投資の一層の促進を図っていくことは重要な政策課題**。
- 昨年6月の「経済財政運営と改革の基本方針2024」にて、2030年までに対内直接投資残高100兆円という目標を設定。本年6月「経済財政運営と改革の基本方針2025」では、**同残高目標が120兆円まで引き上げられるとともに、2030年代前半までに150兆円を達成するという新たな目標を設定**。

経済安全保障に係る取組

- 国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大。こうした背景の下、**令和4年5月に経済安保推進法**が制定。
 - **令和4年12月改訂「国家安全保障戦略」**において、**技術育成・保全等の観点から、外為法の対内直接投資審査制度の更なる強化**について具体的な検討を進めることとされた。
 - **経済財政運営と改革の基本方針2025（6月13日）**においても、**外為法上の投資審査に係る実効性確保**を含め、技術流出対策に取り組むこととされている。
- 対内直接投資審査制度は、**国際約束等との整合性に留意しつつ、厳しさを増す経済安全保障の環境変化に的確に対応する必要**。また、**我が国経済の発展に必要な健全な投資を阻害しないようにすることも重要**。
- **令和元年改正外為法の附則に基づき、これまでの施行状況も振り返りつつ、こうした観点から、対内直接投資審査制度のあり方について検討を行う必要**。